

補助金調書

補助金名	雑用水道奨励補助金			担当課 (連絡先)	住宅都市局建築指導部建築審査課 (TEL 711-4583)	
交付先	<input type="checkbox"/> 個人	建築物に雑用水道(個別循環方式)を設置した者		区分	建設費に対する補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期	節水推進条例に定める雑用水道検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して1年以内			
(公募の場合) 応募要件	建築物に雑用水道(個別循環方式)を設置し、節水推進条例に定める検査済証の交付を受けた者					
補助開始年度	昭和55	年度	経過年数	32	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	水の有効利用を図り節水を推進するため、一定規模以上の建築物の建築主に対し雑用水道の設置を義務づけているが、建築主の工事費の負担を軽減するため、施設整備に多額の費用がかかる個別循環方式設備を設置した者に対して費用の一部について補助を行っている。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	<input type="checkbox"/> 定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 個別循環型雑用水道に係る設備のうち原水貯留槽、水処理設備及び貯留槽の設置に要した費用が対象。 基本施設費(11,600千円(下水処理区域内)又は6,300千円(下水処理区域外))に1日あたりの処理水量に応じて定められた金額を加えた額と実際に設置に要した費用の額を比較して低い方の金額を標準施設費とし(いずれの場合も10万円未満の端数は切り捨てる)、これに4.2%を乗じて算出した額を補助金の額とする。				
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	1,323 千円	878 千円	0 千円			
前年度補助事業 の主な実施概要	雑用水道(個別循環方式)を設置した建築主からの申請に基づき補助金を交付した。 (1日あたり処理水量20m3)					
補助金交付 による効果	昭和55年度の制度開始から平成23年度まで154件の個別循環方式の施設に補助金を交付した。 その結果、雑用水道が普及したことで、節水の促進が図れた。					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。また、当該年度は当初予算額を記載しております。